

次のとおり一般競争入札を行うので、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号。以下「財務規則」という。）第112条の規定に基づき公告する。

令和5年11月15日

いわき市長 内田 広之

1 入札に付す事項

件名	南部清掃センターで発生する余剰電力の売却
売却場所	いわき市泉町下川字境ノ町 地内 (南部清掃センター)
内容	別添え仕様書（別添1）のとおり。
売却期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
入札方法	入札は郵便入札により行う。 入札は売却期間における金額の総合計により行う。 落札者の決定はいわき市財務規則第117条の規定に基づき作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 この入札には、入札内訳書の提出を要する。

2 入札参加資格

この公告に基づく入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

入札参加形態	単体企業
基本要件	<p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市の入札参加制限を受けていない者であること。</p> <p>(2) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。</p> <p>(3) 公告日から入札を執行する日までの間に、いわき市から指名排除措置及び指名停止を受けていないものであること。</p> <p>(4) 公告日現在で、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入している者（社会保険等の適用が除外されている者を含む。）であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。</p> <p>(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。</p> <p>(7) 日本国内に本店を有する者。</p> <p>※ 本市の入札参加有資格者名簿へ登録されていることは基本要件としない。</p>

3 入札参加手続

入札参加申請等	
提出書類	<p>(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別添2）</p> <p>(2) 登録小売電気事業者であることを証する書類の写し（ただし、旧電気事業者は当該書類不要）</p> <p>(3) 会社概要書（設立年月日、資本金、事業内容、その他契約上必要と認められる事項）（様式1）</p> <p>(4) 公共施設電力買取実績書（様式2）</p>
提出期限	令和5年12月15日（金）
提出先	〒971-8183 福島県いわき市泉町下川字境ノ町63-1（南部清掃センター内） いわき市 生活環境部 清掃管理事務所 ※ 提出方法は、持参または郵送のみとする。
確認結果	令和5年12月22日（金）までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知。
辞退	入札参加資格申請後に入札参加を辞退する場合は辞退届を持参または郵送すること。

4 入札日時等

入札の日時及び場所	
初度の入札方法	郵便入札
郵送方法	一般書留郵便又は簡易書留郵便
到着期限	令和6年1月11日(木) 日本郵便株式会社 いわき泉郵便局必着
宛先	〒971-8185 日本郵便株式会社 いわき泉郵便局留 いわき市 生活環境部 清掃管理事務所
郵送する物	(1) 入札書 (2) 入札内訳書
開札日時	令和6年1月12日(金) 午前11時30分
開札場所	清掃管理事務所 中会議室
備考	※ 入札参加者は、定められた方法で入札書を郵送することとし、持参、電送等による入札は、認めない。 ※ 入札書及び入札内訳書、その他必要書類は、市ホームページ(「事業者の方へ」→「入札・契約」中の「一般競争入札情報」内)からダウンロードしたものを使用すること。 ※ 郵便入札の条件に反した入札書については、無効とする。(郵便入札心得参照) ※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
再度の入札	※ 初度入札の開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度の入札についても郵便入札により行う。 ※ 初度の入札において有効な入札をしていない者は、再度の入札に参加できないものとする。

5 契約条項を示す場所及び期間

場 所	いわき市 生活環境部 清掃管理事務所 (南部清掃センター内) (市ホームページにおいても同内容の資料を掲載)
期 間	令和5年11月15日(水)から令和6年1月12日(金)まで

6 質問方法

方 法	質問書に質問事項を記載し、提出先に電子メール又はファクシミリにて提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。
提 出 先	いわき市 生活環境部 清掃管理事務所 電子メール: seisokanri@city.iwaki.lg.jp ファクシミリ: 0246-56-7989
受 付 期 間	令和5年11月15日(水)から令和5年11月29日(水)まで
回 答 期 日	令和5年12月7日(木)
回 答 方 法	回答は、回答期日に質問者に対して電子メール又はファクシミリで回答するとともに、市ホームページに掲載する。

7 保証金及び支払条件

入 札 保 証 金	入札金額の100分の3以上の額とする。ただし、過去2年間に官公庁が有する公共施設からの電力買取の実績を有し、一般競争入札参加資格確認通知書において納付を免除された場合はこの限りでない。
契 約 保 証 金	契約代金額の10分の1以上の額とする。ただし、財務規則第136条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
支 払 条 件	契約は入札の際に提出される入札内訳書に記載された単価に基づく単価契約とし、支払いは月ごとに行う。

8 契約の締結

- (1) 落札決定者は、落札決定の日から14日以内に契約を締結しなければならないが、この期間内に契約の締結がなされない場合には、落札の効力を失う。
- (2) 落札者が正当な理由なく指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額を違約金として徴収する。

9 問い合わせ先

いわき市生活環境部清掃管理事務所 施設係 TEL0246(75)0337